



上市町告示第52号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更し、及び廃止したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月20日

上市町長 中川 行孝



1. 大字の区域の変更及び小字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、及び小字の区域を廃止する区域で、大字を「若杉一丁目」とするもの		
	大字名	小字名	地番
上市町	若杉	旅屋敷	11-7、12-1、12-3、12-8、21-1から21-3まで、21-5から21-16まで、24-1、24-4から24-7まで、29-1、29-3、29-6、32-1、32-2、32-4、33-1から33-4まで、34-5、34-6、37-2、43-1から43-10まで、44、45-1から45-4まで、46-2、46-3、47、49-1、49-2、50-1から50-3まで、51、52-1から52-5まで、53-1、53-3から53-6まで、53-丙、53-丁
		下旅屋敷	1-1、1-6、1-乙、1-丙、1-丁、1-戊、2-1から2-5まで、3-1から3-3まで、4-1から4-5まで、5-1、5-2、5-8、5-乙、5-丙、5-丁、5-戊、5-己、6-1から6-4まで、6-甲、6-乙、6-丁、6-戊、7-1から7-6まで、8-1から8-5まで、8-甲、8-乙、8-丙、8-丁、8-庚、8-辛、8-葵、8-子、8-丑、9-1から9-7まで、10-1から10-5まで、11から16まで、17-1から17-3まで、18-1から18-4まで、19から22まで、23-1、24、25、26-1から26-3まで、27-1、27-2、28-1、28-5から28-8まで、29-1、29-2、30-1から30-6まで、32-2、33-2、36-1、36-2、37-1、37-2、38、39、40-1から40-4まで、41-1から41-4まで、42から44まで、45-1から45-9まで、45-12から45-19まで、46-甲、46-乙、47-1から47-4まで、49-2、53-1、53-2
		砂田	1-1から1-22まで、2-2、3-1から3-5まで、7、8、9-1から9-4まで、10-1から10-4まで、11-1から11-3まで、12、13-1から13-16まで、14-1から14-3まで、15、16-2、18、19-2、21-1から21-5まで、22-1、22-2、23、24-1、24-2、25から28まで、29-1から29-4まで、29-7、29-甲、29-丁、29-戊、30-1から30-8まで、31-1から31-10まで、32-1から32-3まで、33、34-1から34-8まで、35-1から35-5まで、36-1から36-8まで、37-1から37-8まで
		門前	1-1、3-1から3-4まで、4-1から4-3まで、5-1から5-5まで、6-1から6-5まで、7-1から7-3まで、8、9-甲、9-乙、9-丙、9-丁、9-戊、9-己、10から13まで、14-1から14-7まで、15-1から15-3まで、16-1、16-2、17から20まで、21-1、21-2、22-3から22-7まで、23、24-2、24-3、25-1から25-5まで、26、27-1から27-7まで、43、44-1、44-1-2、44-4、44-5、46-1、46-2、47、48-1、49-1、49-2、49-乙、50-1から50-3まで、51、52-1、52-2、53-1、53-2
		芋田	1から4まで、5-1から5-3まで、6、7、8-1、8-2、9-1から9-13まで、10、11-1、11-2、12-1、12-2、13、14、15-1から15-3まで、16-1、16-2、17-1、17-2、18-1、18-2、19-1から19-3まで、20-4、20-5、20-甲、20-乙、20-丙、21、22-甲、22-乙、22-丙、23、24-甲、24-乙、24-丙、25-甲、25-乙、25-丙、25-丁、26、27-1から27-5まで、28-1から28-4まで、29-1、29-2、30-1、30-2、30-乙1、30-乙2、30-丙、31、32、33-1、33-3、33-乙、34から36まで、37-甲、37-乙、38-1、38-2、39、40、41-1、41-2、42-1から42-3まで、43-甲、43-乙、43-丙、43-丁、43-戊、43-己、44-甲、44-乙、44-丙、44-丁、44-戊、45-甲、45-乙、45-丙、45-丁、45-戊、45-己、45-庚、46-1から46-5まで

市町村名	従前の大字の区域を変更し、及び小字の区域を廃止する区域で、大字を「若杉一丁目」とするもの		
	大字名	小字名	地番
上市町	若杉	梨木	1-1から1-4まで、2、3-甲、3-乙、3-丙、4、5-1から5-3まで、6-1から6-3まで、7-1から7-4まで、7-6から7-8まで、7-10から7-14まで、7-甲2、7-戊、8-1から8-5まで、9、10-1から10-3まで、11から13まで、14-1、14-2、15から22まで、23-1から23-4まで、24から29まで、30-1、30-2、31、32-1から32-5まで、33-1から33-3まで、34-1から34-5まで、35、36-1から36-5まで、37-1から37-5まで、38-1から38-3まで、39-1から39-3まで
		善仏	1-1から1-4まで、2-1、2-2、2-4から2-14まで、3-1から3-8まで、6から8まで、9-1、9-2、10-1から10-4まで
		小水口	1-1から1-5まで、2-1から2-13まで、3、4、5-1から5-4まで、6、7-1、7-3、9-2、10から15まで、16-1、16-3、16-4、16-乙2、17-1から17-3まで、18-1から18-4まで、19-1から19-5まで、20-1から20-4まで、21、22、23-1、24-2から24-8まで
		竹鼻	22-1、22-14から22-20まで
		中田	10-2、11-2
		神田	20-3から20-5まで、21-1から21-4まで、22-1から22-4まで、23-1から23-3まで、24-1から24-6まで、25、26-1、26-7
		横道	2-1、2-3、2-5、2-12、2-14、3-1、3-4、4-1、4-3、4-5から4-7まで、5-1から5-6まで、6-1から6-3まで、7、8-1から8-6まで、9-1-1、9-1-2、9-2、10-2、10-3、10-甲1、10-乙、10-丙、10-丁、10-戊、11-1から11-9まで、12、13-2、13-3、14-1から14-7まで、15、15-2、16-1から16-3まで、16-5、17-1
		登打	1、5-2、6-2から6-6まで、7-1、7-2、8-1、8-2、9から11まで、12-1、13-1、14、15-1、15-4、18-1
		南横道	8-1、9-1から9-9まで、10、11-1、12-1、12-3から12-5まで、13-1、17から19まで、20-1から20-4まで
		八作	1から3まで、4-1から4-5まで、5-1から5-13まで、6-1から6-12まで、7-1、7-2、8-1、8-2、8-4から8-8まで、8-10、8-11、9-1、9-2、10-1から10-8まで、11-1から11-5まで、12-1から12-7まで、13-1、14、15-1から15-5まで
		中島	1-1、2-1、2-2、3-1から3-7まで、4-1から4-3まで、5-1、5-2、6、11-1、11-4、15-3、15-6、15-12、15-15、15-18、15-21、15-22、15-26、16-1、16-2
		三昧	2、3、4-1から4-3まで、5-1から5-3まで、6、7-1から7-4まで、8-1から8-5まで、9-1から9-3まで、10-1、10-2、12-4、12-6、12-7、20、21-1、21-2、22、23-1、24-1

上記の区域内にある国有地及び町有地を含む。

2. 大字の区域の変更及び小字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、及び小字の区域を廃止する区域で、大字を「若杉二丁目」とするもの		
	大字名	小字名	地番
上市町	若杉	小水口	25-1 から25-11まで
		竹 鼻	22-11から22-13まで
		中 田	1-1から1-10まで、3-1から3-7まで、4-1から4-8まで、 5-1から5-3まで、6-1から6-4まで、9、10-1、11-1、12
		神 田	6-1、6-2、9-1、10、11-1、12、13-1から13-3まで、14から16まで、 17-1から17-4まで、18-1-1、18-1-2、18-2、18-3、19、20-1、20-2

上記の区域内にある国有地及び町有地を含む。